

情報開示に関する規約

(目的)

第1条 生活協同組合コープおきなわ(以下、生協という)は、定款第86条に基づき、生協の民主的運営の基本である公開性と透明性を重視し、組合員および社会に対して情報開示に努め、進んで説明責任を果たすことを重視する立場からこの規約を設ける。

(定義)

第2条 この規約において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 情報

生協の役職員が業務上作成し又は取得した文書等であって、生協が保有しているものをいう。

(2) 情報開示

請求に基づき、情報を閲覧または視聴に供し、もしくは謄写を交付することをいう。

(情報開示請求権)

第3条 組合員は、生協の事業と財務の状況について、情報の開示を求めることができる。

2 情報の項目は、管理・保全に留意して内容を設定する。

(開示情報の項目)

第4条 前条第2項に定める情報の項目は、以下のとおりとする。

(1) 経営および運営に関する事項

(2) 商品に関する事項

(3) 会計・決算に関する事項

(4) 資産管理に関する事項

(5) 総務・法務に関する事項

(6) 組合員活動に関する事項

(7) 機関会議・諸会議に関する事項

(8) 役員等人事管理に関する事項

(9) 子会社および関係団体に関する事項

(10) 監査に関する事項

(11) その他の事業および財務の状況に関する事項

2 前項の会計・決算に関する事項で開示の対象となる情報は、その情報の直接の資料となった書類、その情報を実質的に補完する書類とする。

3 関連会社に関する情報開示は、生協と同様に行う。

4 情報の適正な管理のための項目の細目は別に設定し、組合員の請求に応える。

(情報の非開示基準)

第5条 生協による情報開示は、個人のプライバシーの侵害や違法行為があったり、取引上の信義誠実の原則に反してはならない。また、事業の円滑な執行に障害をもたらしたり、あるいは組合員全体の利益を損なうものであってはならない。

2 生協は前項をふまえ、次の情報については開示しない。

(1) 著作権法、特許法など法令により非公開が義務づけられている事項および契約により非公開が義務づけられている事項

(2) 犯罪の予防上必要な事項

(3)個人のプライバシーに関する事項

(4)取引上守秘すべき事項

(5)合議による意思形成過程にあり、開示することにより運営等に障害をもたらすおそれがある事項

(6)その他開示することで事業の円滑な遂行に明らかな障害をもたらすおそれのある事項、あるいは、組合員全体の利益を損なうおそれのある事項

3 個人のプライバシー保護に関する規則は別に定める。

(目的外使用の禁止)

第6条 組合員は、生協の事業と財務の状況に関する情報を生協のために使用するものとし、生協の事業以外の目的のために使用してはならない。

2 生協は、組合員からの情報開示請求が以下の事由に該当すると認められる相当の理由がある場合は情報を開示しない。

(1)当該情報の請求が、目的外使用のおそれがある場合

(2)請求された当該情報が、生協との紛争に利用されることが明らかな場合

(情報開示請求の手続き)

第7条 組合員は、情報の開示を求めるときは、生協に対して、氏名・住所・組合員番号・連絡先・開示を求める情報の内容・情報の使用目的および開示の方法を明らかにして行う。

2 生協は、開示請求があった場合、第5条および第6条に該当する場合を除き開示する。

3 生協は情報開示請求のあった日から 14 日以内に開示することを原則とする。万一やむをえない事由によりこの期間内に開示できない場合は、さらに 14 日以内で開示を延長することができる。

4 生協は、情報開示請求が決算期など業務活動に重大な影響をおよぼすおそれのある時期になされた場合は開示の時期を変更することができる。

5 生協は、請求者の希望と異なる方法で開示することができる。

6 生協は、開示請求がなされた情報が第5条および第6条に該当する場合、その全部または一部開示しないことができる。ただし、その場合には請求者に対し非開示の理由を明らかにするものとする。

7 開示請求手続きに関しては、この規約に定めるもののほか、別に規則で定める。

(情報開示再請求の手続き)

第8条 前条第6項に基づき情報の全部または一部が非開示とされた組合員は、理事会または監事会に対し、30 人以上の組合員の連名で、当該情報について開示を再請求することができる。

2 組合員が前項に基づき情報開示請求をする場合は、次の事項を明らかにして、当初の請求者を含む 30 人以上の組合員が連名で自署および捺印して行う。

(1)請求者の氏名・住所・組合員番号

(2)当初請求者の氏名および連絡方法

(3)開示を求める情報の項目および内容

(4)情報の使用目的

(5)希望する開示の方法

3 情報開示再請求にあたっては、別に規則で定める再請求書を提出して行う。

4 開示再請求された情報について理事会または監事会が開示を相当と決したときは、再請求者およびその同意者に対し第7条第3項および第5項を準用して開示する。なお、開示再請求のあった日から 40 日以内に開示することを原則とする。

5 開示再請求された情報について、理事会または監事会が非開示と決したときはその同意者に対し非開示の理由を明らかにするものとする。

(非開示情報の再々請求の禁止)

第9条 組合員が、前条に基づく情報開示再請求を行い、生協が非開示としたときは、同一内容の情報については再請求者およびその同意者は、再度開示を請求することはできない。

(必要な規定等の制定)

第10条 本規約の実施に必要な規定等は、別に定める。

(改廃)

第11条 この規約の改廃は総代会で行う。

(施行)

第12条 この規約は2004年6月7日から実施する。

2008年6月17日 改定

